

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都町田市木曾東一丁目34番6号

氏名 株式会社三凌商事
代表取締役 赤石 賢治〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

NO COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

再複製無効

令和6年(2024年)8月20日

八王子市長 初宿 和夫

記

- 取り扱う一般廃棄物の種類
事業系一般廃棄物
厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
(以上4種類)
家庭系一般廃棄物
特定家庭用機器廃棄物
(町田市内から排出されたものに限る)
(以上1種類)
- 収集・運搬の区別
収集・運搬（積替え保管を除く）
※特定家庭用機器廃棄物は運搬のみ
- 運搬先
事業系一般廃棄物
戸吹清掃工場
館クリーンセンター
多摩清掃工場（多摩清掃工場の区域に限る）
八王子市一般廃棄物処分業許可業者処理施設
その他の運搬先は裏面のとおり
- 作業場所
家庭系一般廃棄物
市内指定引取場所
八王子市域内
- 許可の有効期間
令和6年8月1日から
令和8年7月31日まで
(裏面あり)

6 許可の条件

- (1) 市域外から排出された廃棄物を処分または積み替えをするため、市域内に搬入してはならない。
- (2) 廃棄物を収集する際に、可燃ごみと不燃ごみ（焼却不適ごみを含む）を混載してはならない。
- (3) 処理施設へ運搬する過程で廃棄物を積み替えてはならない。
- (4) 「3 運搬先」におけるその他の運搬先は以下のとおり。

株式会社アルフォ 城南島飼料化センター (再生目的の厨芥に限る)
 施設所在地 東京都大田区城南島3-3-2

株式会社アルフォ 城南島第2飼料化センター (再生目的の厨芥に限る)
 施設所在地 東京都大田区城南島3-2-10

- (5) 「1 取り扱う一般廃棄物の種類」を「3 運搬先」以外に搬入しないこと。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定を遵守すること。
- (7) その他、関連法令及び条例の規定を遵守すること。

(以下余白)

NO COPY

変更事項

再複製無効

変更年月日及び番号	件名	変更内容	印
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1（又は2）の場合において、この決定（2の場合で1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求（2の場合は処分の取消しの訴えの提起）をすることはできません。